

悪質商法にご注意!

◆ 災害に便乗した悪質な修理業者に注意

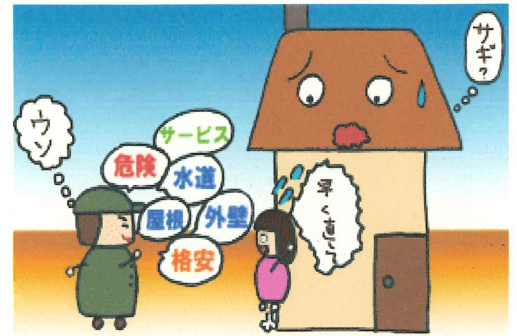
「家屋で壊れたところはないか。保険が使えるので負担なく修理ができる」と住宅修繕を勧誘する事業者とトラブルに発展するケースが増えています。

支払われた保険金以上の金額を請求されたり、解約を申し出ると高額な違約金を請求されたりしています。

この他に、「無料で屋根瓦を点検します」「床下を点検します」などと業者が訪問してきて点検をした後に「すぐに修理をしないと雨漏りして床が腐ってしまいます」などと言って、不要な工事を押しつける業者（いわゆる点検商法）にも注意してください。

～被害にあわないために～

- ・ その場で決断をせずに誰かに相談する
- ・ 必要が無ければはっきりと断る
- ・ 身分証明書や名刺で名前や会社を確認する
- ・ 契約書やクーリングオフに関する書類が無い場合は『悪質業者』と疑う



自転車は車両です

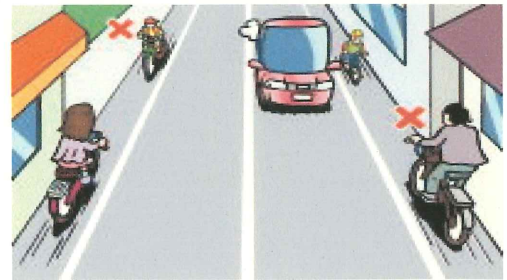
自転車は、子供から大人まで利用することができる手軽で便利な乗り物です。しかし、交通ルールを守らずに危険な乗り方をすると、自分の命ばかりでなく他人の命を奪ってしまう危険性のある乗り物でもあります。

道路交通法では、自転車は自動車と同じ「車両」に区分されます。

自転車を安全に利用するためには、自転車を単に「乗る」だけではなく、「運転者」としての自覚と責任を持つことが大切です。

◎ 自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



交通ルールを守り、安全運転で自転車を利用しましょう